

令和3年8月25日

各小・中学校 保護者 様

墨田区教育委員会事務局
学務課長 西村 克己

9月以降の学校宿泊行事について

日頃より、本区の学校教育に御理解、御協力をいただき、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続いている現況を踏まえ、現在、東京都に対する緊急事態宣言の適用期間は9月12日（日）までとなっています。これまで、区は、緊急事態宣言下においても各種学校宿泊行事（以下「行事」という。）について、必要な教育活動と位置づけ、移動手段や宿泊先での感染予防対策に加え、旅行先の感染状況確認や参加者に対して事前のPCR検査等を行いつつ、行事を実施してきました。

しかし、第5波と呼ばれるデルタ株を中心とした新型コロナウイルス感染拡大により、本区でも児童・生徒を含めた新規陽性者が増加しており、旅行先でも同様の感染状況にあります。このことを踏まえ、区教育委員会では、保健所とも協議を行ったうえ総合的に判断し、9月12日までに行われる予定であった行事について、下記のとおり延期して実施することといたしました。

つきましては、行事を行っていくためには、ご家族含めた感染症対策が必要になりますので、御理解、御協力いただきますようお願いいたします。

記

1 区の方針

- (1) 9月12日までに計画されている行事は、延期します。
- (2) 行事は、9月13日からの再開を予定しています。再開に当たっては、事前に新型コロナウイルス抗原検査等を予定しています。詳細については、別途通知します。
- (3) 行事が更に延期となる場合は、宿泊日数の短縮や代替え事業の実施を含めて検討を行います。
- (4) 今後の学校宿泊行事の実施判断については、保健所と協議したうえで、感染者数や医療提供体制等を総合的に判断し、安全性が確保できる状況であれば実施に向けて検討を進めていきます。

2 9月12日までの行事を延期する理由

- (1) 現在、新型コロナウイルス感染症は第5波がまん延中であり、依然として都内の新規感染者が多く発生していること。
- (2) 全国規模で子どもの新型コロナウイルス感染事例が数多く報告されており、墨田区内も同様の状況であること。

(3) 全国規模でデルタ株感染事例が数多く報告されており、墨田区内も同様の状況であること。

(4) 訪問先のうち、京都府（中学校3年生）及び栃木県（小学校5、6年生）は緊急事態宣言の対象区域であり、また、他県でも新規感染者が急増していることから、万が一、現地で怪我人や体調不良者が発生した際に、迅速に医療が受けられない懸念があること。

3 今後の実施に際しての注意事項

以下の事項について、御協力をお願いします。

(1) 行事に参加予定である児童・生徒本人だけでなく、その同居家族の方も、実施2週間前から検温をお願いします。

(2) 同居家族に、体調不良者や発熱者がいる場合、濃厚接触者がいる場合、PCR検査を受けて結果が出ていない方がいる場合は、児童・生徒の参加を見合わせてください。

(3) 児童・生徒が万が一、旅行中に体調不良となり、帰宅の必要が生じた場合、現地まで保護者の方に迎えに来てもらう場合があります。

4 今後の宿泊行事の実施について

今年度の各学年の宿泊行事は、以下のとおり実施します。

学 年	行事名	概 要	
小学校第5学年	移動教室（あわの）	実施	9月13日以降、1泊2日
小学校第6学年	野外体験（日光）	実施	9月13日以降、2泊3日
中学校第1学年	野外体験（福島など）	実施	9月13日以降 宿泊数は予定どおり
中学校第2学年	移動教室（スキー教室）	検討中	冬季に判断
中学校第3学年	修学旅行（京都・奈良）	実施	9月13日以降、2泊3日
特別支援学級第3、4学年	移動教室（手賀の丘）	検討中	延期後の日程を調整中
特別支援学級第5、6学年	移動教室（あわの）	実施	9月13日以降 予定どおり実施

【問合せ先】

教育委員会事務局学務課事務担当

電話 03-5608-6303（直通）